

# 住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会 運営要綱

## 第1 目的

住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応し、「在外邦人のアイデンティティの公証」（より広範な空間軸における居住関係の公証）や「個人の生涯にわたるアイデンティティの公証」（より長期の時間軸における居住関係の公証）を可能とする住民基本台帳制度・公的個人認証サービスのあり方について、検討を行うことを目的とする。

## 第2 名称

本研究会は、「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

## 第3 構成

- 1 研究会のメンバー及びオブザーバーは別紙のとおりとする。
- 2 研究会に、座長1人を置く。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長が不在又は事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

## 第4 議事

- 1 研究会の会議は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、必要な調査を実施することができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、構成員等による実地調査を実施することができる。

## 第5 その他

- 1 研究会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課が行う。
- 2 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は、座長が定める。